令和3年度の行財政改革の取組について

令和3年2月22日 大分県行財政改革推進委員会 (1)行政デジタル化の推進について

行政のデジタル化に向けた主な方針・計画

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月閣議決定)

- ✓ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 **~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~**
- ✓ デジタル社会形成の基本原則(①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献)

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月閣議決定)

✓ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 |を踏まえ、**国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速**

◆国・地方デジタル化指針

- ➤国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備、自治体の業務システムの標準化・共通化「(仮称)Gov-Cloud」活用
- ➣公金受取口座を登録する仕組み、マイナンバーの預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- ► マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者へQRコード付きカード交付申請書の送付、 各種カードとの一体化(運転免許証、在留カード、各種の国家資格等)、マイナポータルのUX・UI(≓使い勝手)改善
- >個人情報保護法制の見直し(法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減) 等

◆地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- > 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速(国が財源面を含め支援)
- ▶押印等の見直しに伴い、マイナポータルの活用等により
 地方公共団体の行政手続のオンライン化を推進

自治体DX推進計画(令和2年12月総務省策定)

✓「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連のDX施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化

◆推進体制の構築

➤全庁的なマネジメント体制の構築、外部人材の活用・職員の育成を推進、国の動向を踏まえた工程表の策定等による計画的な取組、都道府県による市町村支援

◆重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③自治体の行政手続のオンライン化
- ④自治体のAI·RPAの利用推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

目標時期を2025年度とし、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行 2022年度末までに全ての住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、申請を促進するとともに交付体制を充実 マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからオンライン手続を可能に ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

計画年度: 2021年1月~2026年3月

計画年度:2021年1月~2026年3月

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案 (仮称) ※IT基本法は廃止

- √「デジタル社会 Iの形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福 な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方 公共団体及び事業者の**責務、デジタル庁**の設置並びに**重点計画の**策定について 規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用(基本理念・基本方針)
- ・デジタル庁の設置(IT本部は廃止)
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえ で、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)

- 律に統合するとともに、地方公共 団体の制度についても全国的な 委に一元化(個人情報保護法 改正等)
- ✓ 押印・書面手続の見直し (押 定める49法律を改正)
- ✓ 個人情報関係3法を1本の法 ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマ イナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー 法等改正)
 - 共通ルールを設定、所管を個情 ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可 能化(郵便局事務取扱法改正)
 - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情 報の提供、電子証明書のスマートフォンへの 搭載 (公的個人認証法改正)
 - 印・書面交付等を求める手続を ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正)
 - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本 的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正)
- ⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイ ナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求 める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案(仮称)

- ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織。基本方針策 定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシ ステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、デー タ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣(仮 **称)**のほか、特別職のデジタル監(仮称)等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破 し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の 登録等に関する法律案(仮称)

- ✓ 希望者において、マイナポー タルからの登録及び金融機 関窓口からの口座登録ができ るようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手 当などの公金給付に、登録し た口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって申請手続の簡素 化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番 号の利用による預貯金口座の管 理等に関する法律案(仮称)

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に 複数の預貯金口座への付番が 行える仕組みや、マイナポータル からも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯 金口座の所在を国民が確認で きる什組みを創設
- ⇒国民にとって相続時や災害時の 手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(仮称)

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、 **当該基準に適合したシステムの利用を求める**法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

押印見直しの進捗状況

- 〇県の条例等で押印を求めている2, 260手続のうち、今年度中に2, 121手続(93.8%)の押印を廃止する予定。
- 〇押印存続となる手続は、地方自治法上押印が義務づけられている契約書や、厳格な本人確認が必要な借用証書等に限定。
- 〇押印に代わる本人確認手段として、電話による確認や本人確認書類の写しの添付等が考えられるが、県民や職員の負担が逆に増える可能性もあるため、**行政手続電子化によるデジタル認証**を最優先で進めていく必要がある。

◆条例·規則·告示·訓令で押印を求めている手続の押印見直し状況

部局	押印を要する 手続件数	廃止件数	廃止率	押印廃止となる主な手続	存続件数	押印存続となる主な手続と その理由
総務部	335	316	94.3%	・県有財産貸付申請書 ・不動産取得税申告書	19	・医師の診断書(真正性の確保)・県税に係る抵当権設定登記承諾書(法務局に登記を嘱託する際に必要)
企画振興部	1	1	100.0%	•広聴処理票	0	
福祉保健部	360	342	95.0%	・認定こども園の認定申請書 ・障害者手帳申請書	18	・介護福祉士等修学資金借用証書(厳格な本人確認)
生活環境部	318	315	99.1%	•NPO法人指定申出書	3	•産業廃棄物搬入協定書(契約書)
商工観光労働部	28	24	85.7%	•適用工場等指定申請書	4	•職場適応訓練委託契約書(契約書)
農林水産部	368	358	97.3%	・農事組合法人設立届 ・漁船及び登録票検認届出書	10	・林業・木材産業改善資金借用証書(厳格な本人確認)
土木建築部	183	166	90.7%	・県営住宅の家賃に係る収入申告書・係留施設使用許可申請書	17	・県営住宅等の入居手続に係る請書 (連帯保証人の意思確認)
会計管理局	90	83	92.2%	•入札書、検査調書	7	・預金口座振替依頼書 (金融機関が届出印と照合する必要があるため) ・物品購入契約書(契約書)
議会事務局	27	27	100.0%	•会派結成届	0	
人事委員会事務局	62	62	100.0%	・再就職の届出	0	
労働委員会事務局	6	6	100.0%	•個人情報開示請求書	0	
監査委員事務局	6	6	100.0%	・同上	0	
企業局	74	66	89.2%	•工業用水使用計画書	8	・医師の診断書(真正性の確保)
病院局	70	61	87.1%	•宿舎入居申請書	9	・払込書(金融機関との取引のため)
教育庁	101	84	83.2%	•授業料免除申請書	17	・修学奨励金借用証書(厳格な本人確認)
警察本部	231	204	88.3%	•駐車許可申請書	27	・指定講習機関の講習修了証明書(公印と同様の扱い)
合計	2,260	2,121	93.8%		139	

行政手続電子化の進捗状況

- ○年間100件以上の申請を受け付けている383手続のうち、今年度中に80手続(20.9%)まで電子化を終える予定。 (令和3年4月1日公開予定含む)
- 〇県条例等に基づく手続の押印廃止が進んだことから、令和3年度は原則下記①②を除く84手続の電子化を目標とする。
- ①国法令等で押印が求められている手続や国が全国一律の電子申請システム導入を予定している手続
- ②手数料が必要な手続(電子納付に対応するため財務会計システム改修が必要)
- ◆年間100件以上の申請を受け付けている行政手続の電子化進捗状況

		令和2年度(見込)					令和3年度	令和4~5年度			
部局	手続件数	件数 進捗率		主な手続	件数 進捗率 (累計)		主な手続	件数	進捗率 (累計)	主な手続	
総務部	77	35	45.5%	不動産取得税申告書	11	59.7%	道府県民税利子割納入申告書	31	100%	個人情報開示請求書	
企画振興部	7	1	14.3%	工業生産動態統計調査	5	85.7%	総合文化センター会議室利用申請 書	1	100%	一般旅券発給申請書	
福祉保健部	64	15	23.4%	薬局取扱処方箋枚数届	17		薬局開設・医薬品販売業・医療機器 販売業等変更届書	32	100%	身体障害者手帳交付申請書	
生活環境部	32	4	12.5%	消費生活・男女共同参画プラ ザ利用許可申請書	6	31.3%	浄化槽設置届出書	22	100%	旅館業営業許可申請書	
商工観光労働部	14	3	21.4%	中小企業·小規模事業者応援 金交付申請書	2	35.7%	職業能力開発校入校願書	9	100%	電気工事士免状交付申請書	
農林水産部	23	6	26.1%	獣医師免許の届出	1	30.4%	県民の森施設等利用申込書	16	100%	狩猟者登録申請	
土木建築部	69	9	13.0%	道路工事着手届	27	52.2%	有料公園施設利用申込書	33	100%	建設業許可申請書	
会計管理局	6	1	16.7%	印刷物等配布許可申請	2	50.0%	証紙買受申込書	3	100%	競争入札参加資格審査申請書	
議会事務局	0	0		-	0		-	0	-	-	
人事委員会事務局	1	1	100.0%	採用試験受験申込書	0	100.0%	_	0	100%	_	
労働委員会事務局	0	0		-	0		_	0	_	-	
監査委員事務局	0	0		-	0		_	0	-	-	
企業局	0	0		-	0		_	0	-	-	
病院局	1	0	0.0%	-	0	0.0%	_	1	•	診断書(証明書)等受付票	
教育庁	31	4	12.9%	青少年の家利用許可申請書	13	54.8%	共催•後援承認申請書	14	100%	高等学校等就学支援金受給資格認 定申請書	
警察本部	58	1	1.7%	自動車保管場所証明申請書	0	1.7%	_	57	100%	道路使用許可申請書	
合計	383	80	20.9%		84	42.8%		219	100%		

[※] 年間申請件数100件未満の手続(約4,500手続)については、令和5年度に費用対効果を検証した上で令和6年度に電子化 また、電子化が馴染まない手続(現物の確認など対面で行う必要がある手続)については、令和5年度にBPRを実施した上で電子化の要否を検討

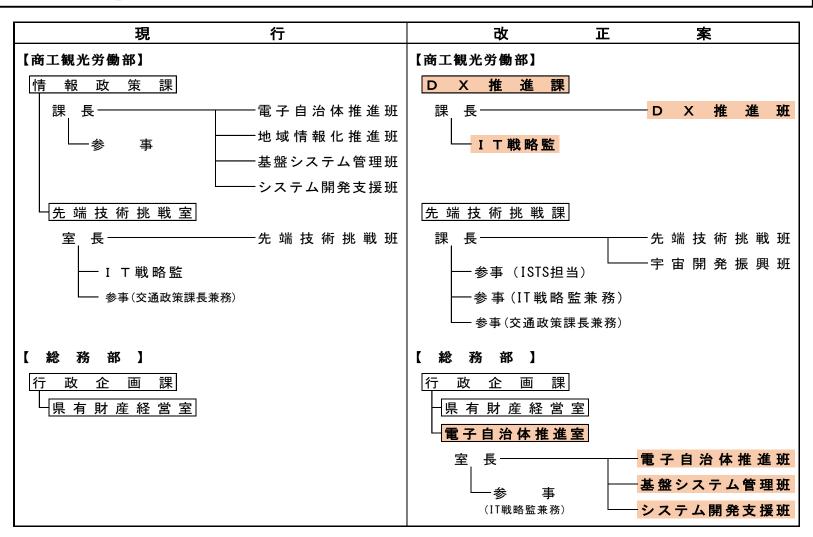
マイナポータル ぴったりサービス手続対応状況

(R2.6.30時点 内閣府HPより抜粋)

	(K2.0.3U时 从												א זוו ניון	、り7及程)					
								子育	てワンスト	〜ップ									住
			九里十三							児童扶 養手当 保育			母子 保健	介	被災	民の利			
市町村名	3	ての認定請求及び児童手当の額につい及び児童手当等の受給資格	の請求及び届出児童手当等の額の改定	届出 居田 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	児童手当等の現況届	受給事由消滅の届出	請求	の申し出児童手当等に係る寄附	の申出学校給食費等の徴収等	変更等の申出児童手当等に係る寄附	の変更等の申出学校給食費等の徴収等	(事前送付)	支給認定の申請	保育施設等の利用申込	保育施設等の現況届	妊娠の届出	介護ワンストップ	被災者支援ワンストップ	住民の利用件数(令和元年度)
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	2
別府市	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0	×	×	0
中津市	0	0	0	×	0	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	0
日田市	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	0	×	×	0
佐伯市	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×	0
臼杵市	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×	0
津久見市	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	0
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	×	×	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0
杵築市	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	0	×	×	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	×	×	0
由布市	0	0	0	0	×	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	×	×	0
国東市	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×	0
姫島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
日出町	0	0	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	0
九重町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
玖珠町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0

行政デジタル化の推進に向けた組織改正

- ○デジタル技術の急速な革新を捉え、本県のあらゆる分野でのデジタルトランスフォーメーションを推進していくため、「情報政策課」を『DX推進課』に改組する。
- 〇併せて、県庁や県内市町村の行政デジタル化による県民サービスの向上及び業務の省力化・効率化を図るため、「行政企画課」に**『電子自治体推進室』**を設置する。



行政手続電子化の推進と県民の電子申請利用促進

一行政手続電子化加速事業-16,418千円

背景

- ○新型コロナの流行により、行政のオンライン化の遅れが顕在化
 - ▶行政手続のオンライン化は政策課題の最優先
 - >行財政改革推進計画(R. 2~R. 6)においても、手続の100%電子化・業務効率化を推進

行政手続の電子化を加速

- ✓県民の利便性向上
- ✓ 行政の効率化 を目指す

現状・課題と今後の方向性

- 1. 電子化に向けた取組状況
 - ・業務プロセスの改善 R2年度中に、80手続を電子化予定
 - ・押印の徹底的な見直し R2年度中に、2,121件/2,260件(93.8%)を廃止見込 ※残る139件は、物品購入契約書など、押印や印鑑証明書の添付等により厳格な本人確認が必要
 - ▶引き続き、徹底したBPRを行い、R6年度中に原則全ての行政手続100%電子化を目指す

2. 電子申請の利用状況

- ・電子申請のカギとなるマイナンバーカード普及率は、R2.11末で23.03%と、目標(R5.3末) の「ほとんどの住民がカードを保有」の達成は厳しい状況(本県は22.38% 全国14位) 【国の取組】マイナポイント事業の延長(R3.3月末 → R3.9月末) 【市町村の取組】土日開庁や出張申請ブース設置等の取組強化
- ・県の電子申請利用率(R1)も約5%と低調(327件/5,772件:職員採用試験を除く個人申請分)
- >マイナンバーカードの普及と合わせ、電子申請利用促進を促す効果的な取組が必要

◆県の行政手続の現状

▼朱の日政士がの死人								
区分	年間受付	ᄉᆂ						
区方	0~99件	100件~	合計					
行政手続件数	4,476	383	4,859					
延べ申請件数	28,496	1,406,692	1,435,188					

申請全体の約98%

◆電子化年次計画 (R2~R5)

	~R2	R3	R4~5	合計
行政手続件数	80	84	219	383

※R5は金銭収納を伴う事務等

※年間0~99件の行政手続についてはR5に再検討

雷子化対策

①BPRアドバイザーの設置

- ➤ITの専門的知見を有する民間人材を設置
- ▶民間の技術・知恵を取り入れ、業務の見直しを実施
- ▶行政手続の電子化100%に向けた取組を加速

申請様式



✓ 業務フローを 見直し

→ ✓ 押印を廃止

→ ✓ 添付書類を 見直し 専門人材 によるBPR



電子申請利用率向上対策

②電子申請促進キャンペーンの実施

▶利用率向上の起爆剤として、デジタルギフトを付与

【実施時期】令和3年6月 ~ 12月

【 対象者 】県、市町村へ電子申請を行なう個人(法人除く)

県:「あったかはーと利用証交付事務」や「青少年の家利用許可申 請書」など

市町村:マイナポータルによる「児童手当等の現況届」、「保育施設等 の利用申込」など





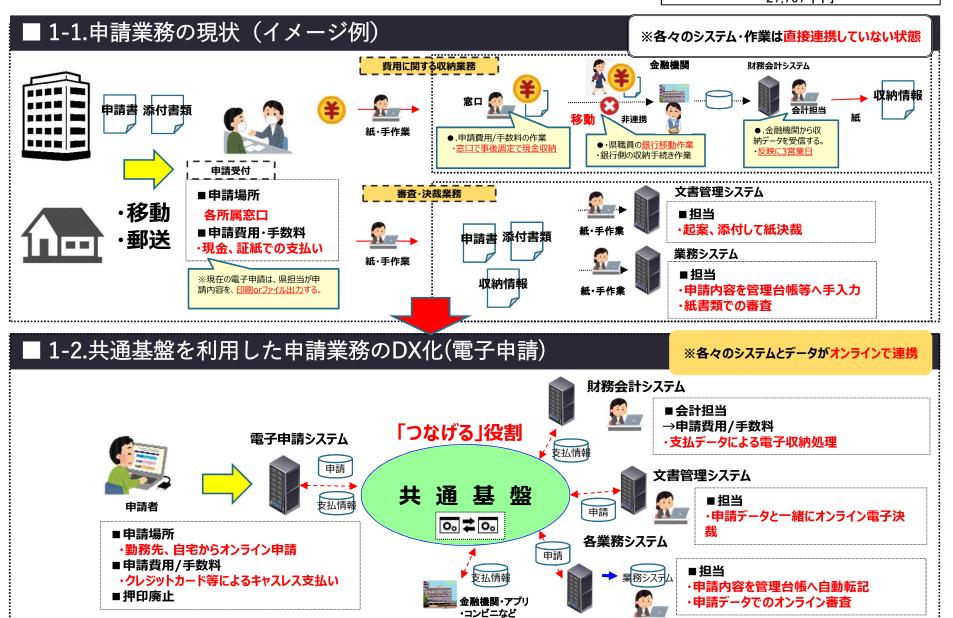


【電子申請】

【デジタルギフト付与】

共通基盤整備事業の概要

ー次世代型情報システム基盤整備事業ー 27,767千円



共通基盤整備事業の概要

■1-2.共通基盤整備事業のスケジュール(想定)

令和3年度

① 共通基盤整備に関する調査、及び実施計画の策定

令和4~5年度

② 共通基盤の整備計画に基づいた導入構築・連携テスト(電子申請、財務会計システム)

項目 R3年		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	
共通基盤 新規構築	1 2	実施計画の策定	共通基盤の構築	接続・相互連携テスト	共通基盤の運用開始	

令和3~5年度

A (参考) DX関係:行政手続きの電子化に関するスケジュール

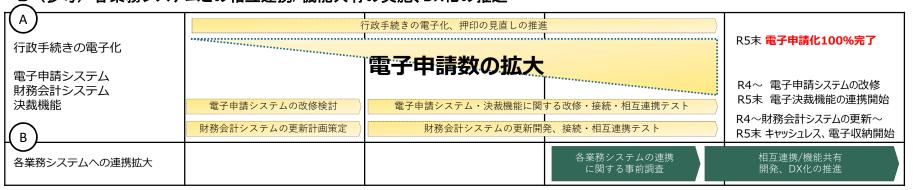
■関連事業:行政手続きの電子申請化、押印の見直しの推進

■関連事業:電子申請数の拡大

■関連事業 :基盤を介し、「電子申請システム」「次期財務会計システム」「決裁機能」を連携

令和5年度以降

B (参考) 各業務システムとの相互連携/機能共有の実施、DX化の推進



(2)多様な主体との協働、広域連携について

地域連携プラットフォームを通じた地域課題の解決

(1)目的

ー地域連携プラットフォーム推進事業ー 13.786千円

- ○地域連携プラットフォームをフィールドに、大学等の研究開発や民間活力をさらに活用し、大分県版地方創生を加速前進
- ○地域課題をプラットフォームの俎上にあげることで、多様な主体が関わり、よりよい解決策を創出

<地域連携プラットフォーム推進機構(仮称)>

〇県内全11大学等、県・市町村、企業、金融機関など産学官の関係機関からなる恒常的な議論の場 (地域の現状・課題を共有→関係機関の連携協力の下、地域課題と解決策(活動主体となる大学等)をマッチング)

〇事務局:大分大学内(予定)

〇設 立:令和3年3月(予定) ※現在、県も参加するWGで具体的な組織編成等を調整中

[県・18市町村] 地方公共団体

産業界

地域連携プラットフォーム

[県内全11大学等] 大学等

「プラットフォームへの期待〕

大学等

- ・地域ニーズを取り入れた教育研究
- 企業等と連携した就職支援の強化
- ・地域での大学の存在価値の向上
- ・大学の魅力向上による入学者の増加

地方公共団体

- •大学等の知を活用した行政課題 の解決
- 若者の県内定着(=社会増)
- 地域の活力の維持

産業界

- 企業ニーズを反映した大学等によ る高度人材の育成
- •大学等を活用した企業ニース、の実現
- •ビジネスチャンスの開拓

[経済団体、金融等]

(2) スキーム

<Step1> 地域課題の集約 県の政策企画委員会などを通じ、

適した地域課題を集約



プラットフォームで集約

<Step2> マッチング

○課題に対して関心のある自治体 解決に貢献できる大学等、関係事 業者等をマッチング → PT編成



<Step3> 解決策の実行

○PTによる取組展開

(活動資金)

- •県助成金 200万円/件 程度
- ・国補助、民間資金 など

<Step4> 研究成果の公表

○研究成果報告書 ○成果発表会



全県エリアでの市町村消防指令業務の共同運用について

現状・課題

- ○市町村消防業務には、高齢化に伴う<u>救急需要の増加、大規模・広域災害の頻発・激甚化、</u> 南海トラフ地震等への備えが必要
- ○他方、生産年齢人口の減少に伴い、高度化する<u>消防指令設備等の整備・運用財源の確保、</u> 消防業務の担い手の確保等に不安あり

消防指令業務(119番通報の処理)の共同運用により、

- ①消防指令設備等の整備・運用財源の節減
- ②災害情報・活動情報の一元管理、相互応援の迅速化等
- ③担当人員の負担軽減、現場再配置 を図り、今後も消防体制を維持



対応の 方向性

<u>令和6年4月1日からの運用開始を目指し準備</u>を進めていくことに合意 (令和2年3月30日知事と市町村長との協議の場)

- ○共同指令センターは、<u>大分市が「事務の委託」を受け運用</u>する方向で準備
- ○施設は、今後整備する<u>複合公共施設(市立荷揚町小学校跡地)の一角に立地</u>で検討
- ○新施設・システム整備費は、**交付税算入が有利な地方債充当後の負担額を県が財政支援**(1/2)

① 回線数の増強

各消防局・本部 4~16回線 ⇒ 共同指令センター 23~36回線

→ 119番通報が災害時等でもつながりやすくなる

(通報を受信・処理する指令台数・回線数を増強)

共同運用 に伴う効果

② 通信指令員等の集約

各消防局・本部 計97人 \Rightarrow 共同指令センター 49人($\triangle 48$ 人)

- → <u>削減人数の再配置により、現場職員の増強が可能</u>
 - (集中配置による専門スキルの向上、人事交流による育成も)
- ③ 全県エリアで消防指令業務が高度化(最高ランクの最新システムを導入) 出動車両の位置情報(GPS)取得・ナビ表示、現場映像情報の伝送 等
 - → より早期の現場把握、管轄を超えた県内14消防局・本部相互の応援迅速化



現時点の整備費(試算)

○整備費の見込み

【市町村個別】

同一機能 159.0億円超 (共同指令センター並みの機能を個別整備する場合)

現行並み 100.0億円超 (14消防局・本部の現行機能並みに整備水準を落とし 費用を節減)

【共同運用】

84.6億円

(共同指令センター整備費、システム整備費、 設計委託費等)



更に、共同運用限定の国の財政支援策(緊急 防災・減災事業債)を活用し、実質負担を軽減 25.5億円(実質負担額)

※整備費が節減できれば、これに伴う維持管理費等運営費も節減できる

* あくまでも現時点の試算であり、設計等が進めば、更なる経費節減も期待できる

整備スケジュール									
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計			
共同指令 センター		Oセンター整備 	(大分市複合公	共施設(P F I 7	5式)内) ———— ▶	•			
システム 整備	「基本設計」	「実施設計」	━ ━ ━ ━ ━ 「整備・運用準	- — — ▶ 備」	─ ─ ─ ─ 「運用開始」				

- ※以上の大枠で大分県域消防指令業務「連携・協力実施計画」(案)を全市町村で合意(R2.11.16 検討協議会)
 - ⇒ 今後、整備・運営の詳細を検討し、**全県エリアで全国初となる共同運用の実現**に向け準備を進めていく

(3)ICT等を活用した健康寿命日本一 に向けた取組について

へき地におけるオンライン診療体制の構築

へき地医療の現状・課題

- ◆へき地の受診形態
 - へき地診療所による診療(28か所)
 - ・へき地医療拠点病院による巡回診療(16か所) (頻度:月1回が最多 診療内容:内科が主)
 - ・専門科等の医療機関に自ら通院 (片道平均44.8分、最大120分) ※公共交通機関利用



巡回診療は回数増が困難、診療内容も限られる 一方、自ら通院する場合は「一日仕事」となり、 慢性疾患等の継続受診が負担

オンライン診療の状況

ーへき地オンライン診療 体制構築事業-9.409千円

◆オンライン診療の特徴

- ・居住地を選ばない
- ・移動時間がない
- 介添え等の負担が軽減

- ・触診や視診、検査等不可
- ・初診には不向き
- ・患者側でICT機器の操作必要
- ◆オンライン診療を巡る国の動き
 - ・H30.3 … 慢性疾患等の再診に限りオンライン診療可能
 - ・R2.4 … 初診からのオンライン診療を認める (新型コロナ感染防止の時限的・特例的な取扱い)
 - ・R2.9 ~ 医療のDX化の一つとして、恒久化の議論が進展中

実証地: 津久見市無垢鳥

へき地における受診機会の充実と医療の質向上を図るため、地元医師会等と協力し、 高齢者にも利用しやすい、オンライン診療の形態を実証!

R3の取組

- ① へき地におけるオンライン診療導入の課題等を把握するため、 巡回診療との組み合わせなど試行が可能な**津久見市無垢島で** 実証を行う(詳細は次ページ)
- ② 併せて、他の地域のオンライン診療ニーズを調査

R 4以降

①・②を基に、地域のニーズに応じたオンライン診療の 組み合わせを検討し、R4以降、へき地に実装

・人口:35人(高齢化率77%) ・交通:定期船往復1~2便/日

※片道30分、水曜日運休

医療:津久見中央病院による 巡回診療(第2·4木曜日、 公民館)のほか、本土の

専門医へ诵院

・その他: R2.3からドローンによる 物流実証実験実施中

距離16km 所要時間30分 食料品や郵便、 牛活用水 (10t) 等を輸送

津久見市無垢島での実証内容

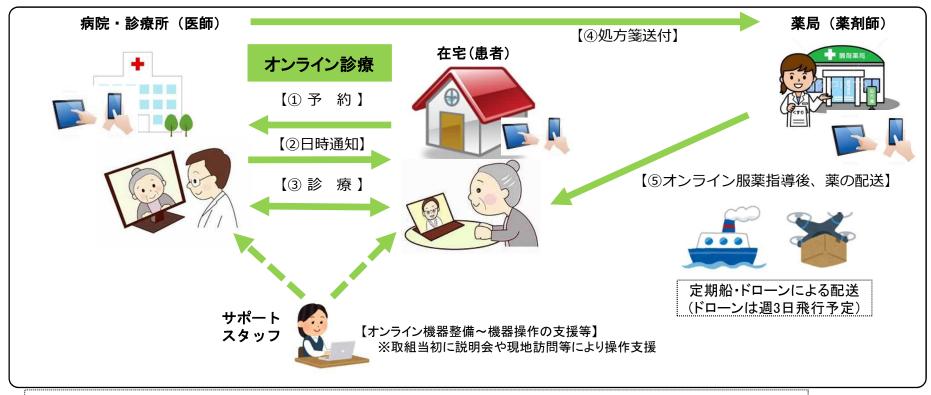
◆「在宅(患者)」と「かかりつけ医」の間でタブレット端末を用いたオンライン診療を実施

◆地元医師会等と連携し、オンライン診療に必要な機器整備、機器操作等を支援

<流れ>①予 約 : タブレット(各戸配備)から受診予約

②日時通知:オンライン診療の日時をタブレット経由で通知

③診 療 : 指定の日時にかかりつけ医からビデオ通話で連絡し、診療



※併せて

- ◆アバターを活用した「公民館(患者)」と「巡回診療医」の間のオンライン診療
- ◆「公民館(患者)+巡回診療医」と「専門医」の間の遠隔画像診断

の実証にも取り組む

高齢者の通いの場におけるオンラインの活用

通いの場とは

一地域介護予防活動推進事業一 12,805千円

・住民主体で運営(市町村からの財政的支援の有無を問わない)

・体操、茶話会、趣味活動など、

介護予防に資する活動を月1回以上実施

・地元の公民館や集会所など、 容易に通える場所で活動

大分県の状況(R元年度)

- ・全県下 2,889か所
- ・参加率 全国1位

(大分県 16.3% 全国平均 6.7%)

大分県の取組

- ・専門職派遣等による通いの場の立ち上げの支援
- ・通いの場で活用できる体操 (めじろん元気アップ体操)の開発・普及
- ・介護予防活動支援マニュアルの作成・普及 など

社会参加促進 ボランティア、茶話会、 趣味活動、就労的活動、 多世代交流等 認知機能低下予防 運動機能向上 住民主体の 多様な学びの 体操等 プログラム等 诵いの場 低栄養予防 口腔機能向上 会食等 体操等 LIBRARY

現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集まることへの抵抗感や感染への不安から活動を自粛※R2年12月1日時点で県内の約8割の通いの場が活動を継続しているが、参加人数の減少がみられる
- ・活動自粛に伴い、**高齢者の活動量低下による生活機能や認知機能の低下等が懸念** ※コロナ前後(R2年1月→4月)で、身体活動時間が約3割減少(国立長寿医療研究センター調査)
- → 従来の「集合型」のみではない、 「withコロナ仕様」による継続可能な介護予防活動が求められている

R3の取組

① オンライン通いの場のモデル事業

- ・市町村や地域包括支援センター、県内企業、専門職団体と連携し、オンラインを活用した通いの場を開催(県内4か所程度)
- オンライン通いの場の開催の手引き(動画)を作成
 - **⇒ オンライン通いの場を住民主体で実施できる方法を確立し、県内に横展開する**

オンライン開催(イメージ)













介護予防体操、茶話会、趣味活動 など

リハビリテーション専門職 による助言・指導

介護予防体操、茶話会、趣味活動 など

リハビリテーション専門職 による助言・指導(リモート)

② オンラインでの交流方法の発信

- オンラインの使い方や活用例を紹介する講座を一般の高齢者向けに開催(県内6か所)
- ・高齢者のオンライン活用促進のリーフレットを作成

期待できる効果

コロナ禍においても、地域の仲間とのつながりや交流を維持しながら 体操等の活動を継続することで、生活機能を維持・向上できる







高齢者のICT活用スキルの向上により・・・

新たな地域資源や ネットワークの創出、 地域の活性化につながる

多事業・多主体と連動した取組への発展

健康・服薬支援

生活支援 (買い物・移動など)

高齢者の災害支援 (避難情報発信・安否確認など)

生活様式の多様化 地域コミュニティ強化

オンライン帰省 ネットショッピング

地域産業・資源の活用促進 (商店街や農協等との連携)

高齢者の自立支援型サービスの推進

ー自立支援型サービス推進事業ー 16.275千円

短期集中予防サービスの概要

- 持続可能な介護保険制度を構築するため、H29年制度改正により創設されたサービス
- ・生活機能が低下している高齢者を対象に、3~6ヶ月間 短期集中的にリハビリテーション専門職等が介入し、 運動や栄養改善のプログラム等の提供により生活機能(歩行・入浴・洗濯等)の改善やセルフケアの促進を目指すもの

現状・課題

短期集中予防サービスを実施している自治体割合が 全国トップレベル

〔大分県:**通所・訪問どちらも実施 88.9%**(16市町村(R3年度見込))〕

〔全 国:通所実施 39.6%、訪問実施 22.3% (R1年度実績)〕

・短期集中予防サービス利用者のうち、**状態像が改善(自立)し** サービス終了に至った割合は8割(H30年度実績)

利用者のサービス利用による変化 サービス利用前 週1回利用 サービス利用後 段差は手すりがないと移動が難しい状態 ストレッチ、足踏み運動ステップ運動等 配食ボランティアに参加できるほどに回復

- 介護が必要となる原因の約5割が生活不活発による心身の機能低下(高齢による衰弱、関節疾患、転倒・骨折など)
- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービス利用に占める、短期集中予防サービスの利用割合は約1割に留まる (R1年度実績)

■ 生活機能の改善が見込まれる高齢者を、短期集中予防サービスへ適切に繋げる仕組みが必要

課題の要因

- ✓ **サービスが有効な高齢者の見極め**(短期集中予防のアセスメントは**通常より時間がかかり、有効性の判断が難しい**)
- ✓ 利用者、家族等への周知不足(短期集中予防サービスの有効性や効果のイメージがわかない)
- ✓ 事業所の安定した経営(一定期間で利用者がサービス利用を終了するため、安定した収入を見込みづらく、サービス継続が困難)
- ✓ **サービス終了後のフォローが不十分**(社会参加等につながらず、**生活機能が再悪化**するケースがある)

R3の取組

① ICT活用した自立支援型ケアマネジメントの推進 (8)~

- ◆オムロン株式会社と連携し、高齢者の状態に応じた最適なサービス決定を 支援するシステムを開発
- ◆モデル8市町村において、**システムを活用**し、**支援が必要な者を短期集中 予防サービスにつなげる**モデル事業を実施

タブレットを活用した 生活情報の聞き取り



聞き取り結果を分析し 適切なサービス等を提案



自立支援に必要な サービスを提供

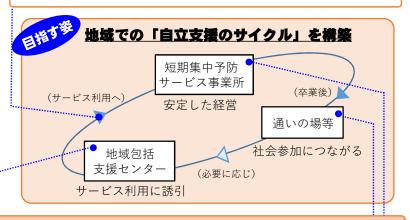


広〉生活機能改善が見込まれる高齢者を、適切にサービス利用につなげる仕組みを構築

②広報による理解促進

- ◆短期集中予防サービス利用により、**生活の中で出来る** ことが増える効果を知ってもらうための動画を作成
- ◆サービス利用者本人の体験談や、自立支援の魅力を 伝える地域別講演会を開催
- 応

 本人・家族のサービス利用の動機付けを推進



③短期集中予防サービス提供の成果を評価する制度(報酬への上乗せ)の創設

◆サービス提供による「生活機能改善」と「社会参加等へつなぐこと」の成果を評価する制度を創設する市町村へ財政支援

生活機能改善加算

〔要件〕サービス終了時に利用者の**生活機能が 改善していること**

※動画を撮影し、地域ケア会議等で判定

〔加算〕1人あたり20,000円上乗せ



社会参加等へのつなぎ加算

【要件】サービス終了時に事業所、地域包括支援 センターが連携し、通いの場やボラン ティアなど社会参加等へつなぐ支援を 行うこと

〔加算〕 1人あたり3,000円上乗せ



経営の安定化

- ◆利用者7名が3ヶ月で終了、翌月7名 新規利用の場合の年間収支試算 〔加算なし〕 233千円(699千円/3年) **〔加算あり〕 877千円(2,631千円/3年)**
- →成果に応じ、一定の収益が見込める
- □ 事業所による安定的・継続的なサービス提供を支援するとともに、利用者の生活機能向上、社会参加を推進